

平成 23 年度第 5 回茨木市立保育所民営化外部検討委員会
平成 23 年度第 8 回茨木市立保育所民営化庁内検討委員会
議事要旨

1 日 時 平成 23 年 11 月 28 日 (月) 午前 10 時 30 分 ~ 正午

2 場 所 茨木市役所 南館 3 階 防災会議室

3 出席委員

(1) 外部検討委員会 (五十音順)

小田委員、坂本委員、三角委員、松岡委員

(2) 市

津田副市長、河井こども育成部長、小西教育委員会管理部長、上田政策企画課長、秋元財政課長、染川こども政策課長、佐藤子育て支援課長、森岡保育課長、小西学童保育課長、教育政策課

4 傍聴者 1 名

5 案 件

(1) 茨木市立保育所民営化事業評価を踏まえた留意事項等について

(2) その他

6 発言要旨

委員長： それでは、定刻前ではございますが、皆さまお揃いでございますのでただ今より、茨木市保育所民営化庁内検討委員会と外部検討委員会の共同開催の会議を開かせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

それから、開催に先立ちまして、本会議は公開が原則となっておりますので、既に、傍聴を希望の方に入室いただいておりますので、報告をさせていただきます。

それから、本日は、10 時 30 分から 12 時までが、予定の会議時間となっておりますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議次第に従いまして、案件 3 つございますが、順次、議事を進めさせていただきます。

まず、前回の会議で、資料として提出されておりました留意事項等に

ついて、各委員さんからご意見を賜りまして、また、その後、文書等で補足的な意見を提出していただくということになっておりました。

本日の最初の案件は、これら各委員さんからお寄せいただいたご提案と、それから前回の会議で出た、様々なご意見を踏まえて、留意事項等、事務局で書き直していただいていますので、修正のか所について事務局からご説明をいただくとともに、新たに提案されたご意見についても、合わせてご説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局： 改めまして、おはようございます。まず、配布資料の確認ですが、全部で、資料の方が5点ございます。

まず、1点目でございます、修正をいたしました民営化に関する留意事項についてでございます。

2点目は、資料1といたしまして、前回の会議における各委員の皆さまのご意見ご提案をまとめた民営化事業に関する留意事項等の意見提案の一覧表でございます。

3点目は、資料2といたしまして、新たに、ご意見ご提案をいただきました民営化事業に関する留意事項等に関する意見、提案一覧表でございます。これは関連する検討シートのところで、ご説明をさせていただきます。また、新たな項目を一つご提案いただいておりますので、それは、留意事項の最後にご説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

4点目につきましては、資料3といたしまして、平成18年1月に決定しております民営化基本方針に基づき、3つの機能と役割ごとにこれまでの取り組みをまとめました、市立保育所の機能と役割についてでございます。

それと、5点目といたしまして、資料4でございます。今後の市立保育所の機能と役割についての考え方でございます。

資料といたしましては、以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、前回の会議における各委員の皆さまからのご意見・ご提案を踏まえまして、民営化事業における留意事項等を修正しておりますので、その内容と新たにご提案をいただきました内容について、ご説明をさせていただきます。

民営化事業における留意事項についての1ページでございます。それと資料の項番1でございます。

土地の無償貸与と建物等の無償譲渡についてでございます。

この項目につきましては、前回の会議につきまして、基本的には、移管条件を継承すること、また土地の有償貸与、有償譲渡を検討できる方

向性を示すことは良いということをご確認いただいたところでございます。

一方、施設改修等事業補助につきましては、廃止ではなく、検討の余地があるとのことをご意見をいただいております。

したがいまして、修正点といたしましては、今後の移管条件のあり方のその他といたしまして、施設改修費等事業補助の考え方、案といたしまして、現行の500万円を上限といたしまして、施設改修等についてのヒアリングを行い、補助額を決定したい旨の方向性をお示しさせていただきます。

次に、2ページの「移管先法人の対象及び範囲」についてでございます。資料1では、項番2でございます。

この項目につきましては、前回の会議におきまして、対象及び範囲の条件といたしまして、「府内に本部がある法人とする方向性は良いが、保育園を運営するというにまで限定をしなくても、社会福祉法の第1種社会福祉事業として規定されております、児童福祉施設を運営する社会福祉法人まで、範囲を拡大しても良いのではないか」とのご提案をいただきました。

したがいまして、修正点といたしましては、今後の移管条件のあり方の対象及び範囲に、2案を記載しており、再度、ご検討いただきたいと考えております。

また、留意事項といたしまして、対象及び範囲を の条件とした場合には、理由の を削除する必要があること、また、保育園を運営する法人については、選考時の採点への配慮、加算点などですけれども、検討する必要がある旨をお示しさせていただきます。

次に、3頁でございます。「移管先法人の選考方法」についてでございます。資料1では、項番3でございます。

この項目につきましては、前回の会議におきまして、基本的には、最低点の設定など、より公正かつ適切な選考方法を検討することが望ましいという方向性をご確認いただきました。

修正点につきましては、今後の移管条件のあり方の「移管先法人の選考方法」の文言の整理といたしまして、アンダーラインの部分でございますが、選考委員会の委員として、会計士へ依頼する旨を明確にしたこと、それと、留意事項といたしまして、委員のご意見に基づき、より公正かつ適切な選考方法を決定すること、そして、最終的な選考方法については、選考委員会での決定になることをお示しさせていただきます。

次に、4頁の「保育士の配置」についてでございます。資料1では、項番4でございます。

この項目は、前回の会議におきまして、これまでの移管条件を継承することが望ましいという方向性をご確認いただきました。

したがいまして、特に、修正したところもございません。

次に、5頁の「保育士の年齢構成」についてでございます。資料1では、項番5でございます。

この項目は、前回の会議におきまして、移管条件を少し緩和する、具体的には、「経験年数3年以上の保育士を2分の1以上、かつ、経験年数4年以上の保育士を3分の1以上配置する」という条件が望ましいという方向性をご確認いただきました。

また、保育士の研修の充実に取り組むことが必要であるとのご意見もいただいております。

したがいまして、修正点といたしましては、留意事項の一つ目に、職員の資質向上に向けて、移管先法人に積極的な対応を求めること、また、2つ目といたしまして、これまでから実施している公・私連携した研修機会を確保・継続することが必要である旨の方向性をお示しさせていただいております。

次に、6頁の「保育時間」についてでございます。資料1では、項番6でございます。

この項目は、前回の会議におきまして、これまでの移管条件を継承することが望ましいという方向性をご確認いただきました。

今回、新たに、留意事項といたしまして、「保育時間の拡大については、移管条件として位置づけることを検討するなど、保護者の保育ニーズを勘案する」という方向性をご提案させていただいております。

保育時間については、原則、午前7時から午後7時(延長保育を含む)までといたしまして、保育時間の拡大を妨げないということにしておりますが、これは、協定書における保育時間を上回る対応をしていただいている保育園が3園あったということから、移管条件として位置づけ、民営化に伴う保育サービスの拡大の一つとしてはどうかという趣旨でございます。

このことについて、ご意見・ご提案をいただければと考えおります。

次に、7頁の「費用負担」についてでございます。資料1では、項番6でございます。

この項目は、前回の会議におきまして、遠足のバス代くらいは、徴収しても良いのではというご意見もございましたが、新たな費用負担につ

いては、三者協議会で協議することを示しているので、これまでの条件を継承するという方向性をご確認いただいているところです。

修正点につきましては、予め認められた費用について、公立保育所においても、教材費については、保護者負担をお願いしていますので、教材費を条件に追加しているほか、理由につきましても、現状にある保護者負担の急激な変化への配慮として整理したものでございます。

前回、理由として記載していた事項を留意事項として整理するとともに、留意事項の を追加したものでございます。

これは、公立保育所の移管前から三者協議会が開催されますので、その時点から、保護者負担についての説明、また、実施時期なども、予め、協議できることとし、十分な説明と保護者の理解を得ていくという趣旨を明らかにしたものでございます。

次に、8頁の「開所日（休園日）」についてでございます。

資料1では、2頁の項番8でございます。

この項目は、前回の会議におきまして、これまでの移管条件を継承することが望ましいという方向性をご確認いただきました。

修正点については、理由について、現状のとおりとしていたものを明確にしたものでございます。

次に、9頁の「アレルギー対応」についてでございます。

資料1では、2頁の項番9でございます。

この項目は、前回の会議におきまして、これまでの移管条件を継承することが望ましいという方向性が確認されました。

修正点につきましては、先ほどと同様に、現状に示していたものを、理由及び留意事項として、整理したものでございます。

次に、10頁の「健康診断」についてでございます。資料1では、項番10でございます。

この項目は、前回会議におきまして、実施回数を規定せず、子どもの状況を踏まえ、適切に実施することが望ましいという方向性が確認されました。

特に、修正したところもございません。

次に、11頁の「障害児保育」についてでございます。資料1では、項番11でございます。

この項目は、前回の会議におきまして、これまでの移管条件を継承することが望ましいという方向性をご確認していただきました。

修正点につきましては、理由について、現状のとおりとしていたものを明確にしたものでございます。

次に、12 頁の「苦情処理」についてでございます。資料 1 では、項番 12 でございます。

この項目は、前回の会議におきまして、これまでの移管条件を継承することで良いが、移管先法人が第三者評価を受けるよう努めるという規定を追加してはどうかとのご意見をいただきました。

この第三者評価につきましては、この苦情処理の項目ではなく、協定書の項目、「保護者への意向調査等」に追加事項として整理をしています。

この項目の修正点といたしましては、理由について、現状のとおりとしていたものを明確にしたものでございます。

第三者評価につきましては、最後のところでご説明をさせていただきます。

次に、13・14 頁の「合同保育・引継保育」についてでございます。

資料 1 では、項番 13・14 でございます。

この項目は、前回の会議におきまして、関連資料の 33・34 頁に 2 つの方向性を提案させていただきました。

また、この 2 案以外で、具体的な提案がございましたら、事務局までいただけることになっておりましたが、特に、ご意見・ご提案等がございませんでしたので、修正をしておりません。

次に、15 頁の「三者協議会」についてでございます。

資料 1 では、3 頁の項番 15 でございます。

この項目は、前回の会議におきまして、三者協議会の役割・協議事項をより明確にすることは良いのではないかという方向性をご確認いただきました。

したがって、特に修正はしておりません。

次に、資料 1 の 4 頁、項番 16 でございます。

前回の会議では、「民営化の年次計画」という検討シートがございましたけれども、この項目につきましては、民営化基本方針の改定案に位置づけするものでございますので、公立保育所の機能と役割などをご審議いただいた後に、改定する基本方針(案)に位置づけ、最終的な段階で、ご説明をさせていただきたいと考えております。

したがって、現段階では、検討シートから削除させていただいております。

次に、16・17 頁の「損害賠償保険の加入及び災害共済給付制度への加入」と「宗教食への配慮」についてでございます。

資料 1 では、項番 17・18 でございます。

ここからは、協定書及び移管先法人募集要領にある項目となります。

この項目は、前回の会議におきまして、これまでの移管条件を継承することが望ましいという方向性をご確認していただきました。

修正点につきましては、理由については、現状のとおりとしていたものを明確にするとともに、災害共済給付制度についての説明を「その他」として明らかにしたものでございます。

次に、18 頁の「施設長の経験年数」についてでございます。資料 1 では、項番 19 でございます。

この項目は、前回の会議におきまして、これまでの移管条件を継承することで良いが、施設長としての役割・責務の重要性に鑑み、ふさわしい人物の配置が望ましいとのご意見、また、委員からのご提案もいただいております。

ご提案の内容といたしましては、資料 2 の項番 2 でございます。

「移管先法人は、施設長の配置に最大限の努力を傾注すること」など、移管条件としてのご提案をいただいております。

したがいまして、修正点といたしましては、理由については、現状のとおりとしていたものを明確にするとともに、委員からのご意見を踏まえまして、留意事項として、移管条件としての検討をする必要があるという方向性を示しております。

具体的には、これまでの移管条件と合わせ、「移管先法人は、施設長の配置に最大限の努力を傾注する」ということを明記したいと考えておりますが、これにつきましても、ご意見等をいただければと考えおります。

次に、19 頁の「専任看護師の配置」についてでございます。

資料 1 では、項番 20 でございます。

この項目は、前回の会議におきまして、これまでの移管条件を継承することが望ましいという方向性をご確認していただきました。

修正点といたしましては、理由については、現状のとおりとしていたものを明確にしたものでございます。

また、看護師の配置時間など、印として示していたものを、留意事項として、整理したものでございます。

次に、20 頁の「栄養士の配置」についてでございます。

資料 1 では、項番 21 でございます。

この項目は、前回の会議におきまして、これまでの移管条件を継承することが望ましいという方向性をご確認いただきました。

特に修正か所もございません。

次に、21・22 頁の「臨職・パートの就労への配慮」と「保育所定員構成及び受入年齢」についてでございます。

資料 1 では、項番 22、5 頁の項番 23 でございます。

この項目は、前回の会議におきまして、これまでの移管条件を継承することが望ましいという方向性をご確認していただきました。

修正点につきましては、理由について、現状のとおりとしていたものを明確にしたものでございます。

次に、23 頁の「保護者への意向調査等」についてでございます。

資料 1 では、項番 24 でございます。

この項目は、前回の会議におきまして、これまでの移管条件を継承することが望ましいという方向性をご確認していただきました。

修正点につきましては、まず、理由について、現状のとおりとしていたものを明確にするとともに、印で示していた事項を留意事項として整理したものでございます。

また、先ほど、少し、触れましたが、第三者評価につきまして、前回の会議におきまして、努力義務としての移管条件といたしまして、移管先法人に受けていただくことが望ましいとの方向性をご確認していただきましたので、追加事項といたしまして、新たに、移管条件として、規定する旨の方向性を示しております。

そして、留意事項等についての最後でございます。資料 2 の項番 1 をご覧ください。

これは、新たに、委員からご提案いただいた内容でございます。

ご提案いただいた内容につきましては、基本方針における「現状の保育内容の継続」といたしまして、「保育の質の確保」について、公立保育所における保育の考え方及び内容を文書化し、保育の質の確保を図るという趣旨のご提案でございます。

市としての考え方といたしましては、平成 19 年 3 月に「保育計画、手引き」の見直しを行いまして、公・私連携して、新たに「未来に伸びゆく子どもたちへ」と題しました「保育の手引書」を策定しております。

また、保育内容を引き継ぐ際には、前回の会議におきまして、お配りいたしました関連資料の 24 頁にある各種資料というものを応募法人にお渡ししているほか、現在でいう保育課程や年間指導計画をはじめ、保護者の同意を得て、個々の保育要録などについても引き継いでおります。

したがいまして、これまで、民営化の対象となった当該保育所の保育方針や目標、さらには、歳児別の保育目標などを適切に引き継いでいる

ものと考えておりますが、この文書化につきまして、改めて、ご意見・ご提案等をいただければと考えております。

以上が、留意事項等についての修正内容と各委員の皆様からのご提案の内容でございます。

よろしく、ご審議を賜りますよう、お願いいたします。

委員長： ありがとうございます。

ただ今、案件の1、前回の委員さんからのご意見、その後の事務局での整理を踏まえた留意事項の修正と、それから添付されております参考資料1と2を含めてご説明をいただきました。

まず、検討シートに、前回の会議での、委員さんからの意見を踏まえた事務局での整理による修正がございますので、内容については、前回に引き続き、二巡目の検討をしていただくことになると思います。

ですので、修正のか所、特に、委員さんから提出されたご意見に基づく修正のか所を中心にして、一応、確認的に、検討シート1頁からもう一度、各委員さんに見ていただきたいと思っております。

時間の関係もありますので、また、項目も多いので、そんなに時間はかけられませんが、一応、1頁から順次、チェックをしていきたいと思っておりますが、まず、検討シートの1頁の「土地の無償貸与及び建物等の無償譲渡」についてでございます。

基本的に前回の議論では、継続となっておりますが、一部、有償化の検討の余地があるというご意見が、会議でなされております。

それらを反映して、1頁の1番下、その他というところに若干の文章が付け加えられておりますが、いかがでしょうか。こういったことで前回の意見は十分に反映されているということによろしいでしょうか。

基本は従来どおりの基本方針から大きく変わるわけではありませんけれども、多少、有償化に含みを持たせた内容になっております。

A委員： 前回も、ちょっと確認させていただきましたけれども、やはり民営化になって、機能評価という形でね、また関わっていかれる辺りで、ここで保育環境の充実及び安全性を確保する観点からという言葉の重みを含めてね、質も、そういう意識を持った関わりって大事じゃないかなと思います。

委員長： 検討シートですね、今後の民営化にあたっての表に出る方針とかは、直接、反映される訳ではないので、留意して、これから検討を進めていくということが確認できれば、良いのかと思います。

それでは、2点目、2頁の移管先法人の選定についてです。

これについては、判定の所に改善となっておりますが、少し方針が変

わっておりまして、募集の範囲を拡大するという議論に前回なりました。ただし、拡大の範囲については、2段階あって、社会福祉法人の本部が、従来は市内ということだったのを府内に拡大というのが1案、それから、府内に拡大するけれども、児童福祉施設を運営している実績のある府内に本部のある社会福祉法人に、もうちょっと限定する、この2案についてのご意見がございました。

この点については、必ずしも、会議では出ておりませんでした。

A委員： そうですね、対象及び範囲の2の児童福祉施設を運営する府内に本部のある社会福祉法人とするところについて、私の思いをお話させていただきます。

今、本当に、子どもたちの心が育ちにくいとか、命の尊さが忘れられがちな社会状況がありますね。

子どもの命を預かる施設として、子どもの個々の育ちや成長というのは大事だと思うのです。もちろん、保育士やそこに携わる経営者や責任者も含めて、そういう視点をもって、経験というのは、私は、すごく大事なところと思うのです。

だから、その辺りのところで、本当に、色々な社会福祉法人、色々なエリアで頑張っておられるところもあると思うのですけれども、小さい子、対象年に引き継いでいくという観点からしましたら、この保育所運営の経験のノウハウを身に付けたところを限定することで、親御さんも安心されるというか、その辺りのところは是非お願いしたいなと思います。

B委員： 私は、A委員と考え方が、少し、違うところなのですが、少なくとも、社会福祉法第2条のここに、児童福祉法と言いましても、色々なところが入っておりますので、その全てが適合するかどうかというのは、少し考えなければいけないところかと思えますけれども、少なくとも、乳児院と児童養護施設については、当然、就学前のこの辺の子どもさんというのは当然、対応している訳でありますから、私は、十分対応できると考えております。それから、今、施設に、保育所も含めて、児童福祉施設に求められる機能として、地域に対する社会資源として存在すること、地域福祉の向上の充実に努めていただかなければいけないというふうなところとか、保育所でも、虐待に対する対応というところが挙げられている訳ですけれども、その辺に関しては、私は、むしろ、保育所さんも今、一生懸命やられていますけれども、これは従来から第一種社会福祉事業、児童養護施設等が、かなり前から取り組んで来られた、そういう力を持っていると考えますので、私は、別に、保育所だけに、

そういう観点から、限定をする必要性はないかなと考える訳です。

ただ、現実問題として、その下にも書いていますけれども、選考の時に、やはり、それは保育所を持っていらっしゃる方が、かなり有利になると思いますよ。

ただ、応募の条件というところでは、そこまで、まだ、最初から保育所に限定するというのは、ややちょっと、今、お話しした理由で広げておく方がいいのではないかなと考えています。

委員長： というような議論が、前回ありまして、一応、募集の対象を拡大するという方向では、ほぼ、前回、出席した委員の間では、一致をみていたのですが、C委員は、いかがでしょうか。影響があるお立場であると思いますので、まず、募集の範囲の拡大、府内に広げることについて。

C委員： 府内については、一概に、反対というわけではございません。

茨木でも、あと残っているエネルギーというのか、民営化を受け入れるエネルギーも減ってきているであろうし、ただ、心配しますのは、府内の法人でも、文書さえ上手に書けば選考で通ってしまうようでは困りますので、選考委員さんは十分、現場を調査していただきたいなと、良い法人を選んでいただきたいなと思います。

委員長： それは、法人の範囲を拡大した場合に、応募してくる法人が、保育所を営んでいるか、いないかに関わらず、懸念されることですね。

C委員： そうです。茨木市内の保育園のことだと、委員さんも見えていらっしゃる方も多いかと思うのですが、府内に拡大しますと何百とありますから、ただ、プロが文章を書いたところでは、失敗する可能性もありますので、十分注意していただきたいと思います。

委員長： そうすると、社会福祉法人で府内に本部があれば、何でもという訳ではないと。

C委員： 府内に拡大するのは賛成しますが、選考の方で十分な注意が必要かと考えます。

委員長： それは、くだいようですが、選考の際に十分注意するのは当然ですけれども、応募の条件として、保育園を運営しているということが必要なのか、どうですかね。

府内の社会福祉法人で児童福祉施設を運営していれば、応募が可能になりますし、あるいは、業者さんを介して事業の拡大をしていくという可能性もあります。

C委員： 保育園のしほりではなかなか難しいだろうと思いますよ。良い法人であるけれども、やっていることが黒字を赤字にしたり、園長が一年で撤退してみたり、そういうところもありますので、選考時点では合格しても、

運営開始後思わぬ変更をされてしまうことになっては困りますので。

委員長： 保育園を運営する社会福祉法人に限定しておいた方が良いということでしょうか。

C委員： いや、選考委員さんに、ヒアリングとか現場視察とかを増やしていただきたいなと思います。

委員長： 保育所を運営する実績がある法人に限るかどうかはあまり問題ではないということになるのでしょうか。要するに、選考委員会で、より適切な選考をしていただく責任が重くなると。

C委員： そうですね。

委員長： 募集範囲を制度的に最初から縛っておくかどうか、縛っておくとしても、やはり、同じように注意しなければいけないということですね。

A委員： そうですね。

C委員： 企業が主で、社福を持っている法人もありますからね。

委員長： 児童福祉法の改正の際に、色んな主体が、事業に参入してくることを促進するような狙いがあった訳ですから、当然、考えられることですね。

C委員： この部分では、結構かと思えますね。検討のところでは

委員長： ただ、ここは検討シート上では、対象及び範囲の2案になっておりまして、できれば、どちらかに決めておいた方が望ましいですね。

いずれを取るかによって、留意事項のところの理由の書き方も変わってきますので、庁内検討委員会では、この点について、何か、ご議論ございましたでしょうか。

副市長： そこまでの選択肢は、考えてなかったですね。と言いますのは、府内の社会福祉法人に広げた場合に、かなりの法人の数が、実際、市内だけでしたら、どういう運営しておられるのか、一目瞭然でございますけれども、新たな、お付き合いになることが多いので、その時に、保育所を実際、運営しているという実績があって、そこでの評価とか、評判とかは、大事になってくると思うのですよね、実際、選考の時には。

B委員がおっしゃっていたように、選考のときは、有利になると思いますが、ある意味では、絞っておいた方が良いのではないかと、私は、思いますけどね。

また、新たに、門戸を開くという方法が、一団体、二団体とすることも可能ですけれども、一番心配するのは、大阪府内という広域から、もし応募してこられて、実際どんな形の運営されているのか、分からないケースがありますので、近隣のところでしたらね、ある程度、昔からの評価を聞いたら分かるのですが、そういうケースも考えられるのかなと思うのですけど。

委員長： 津田委員長さんのご懸念も、もっともですね。

理論的には、B委員の意見に賛成ではありますけれども、理屈の上では、実際に、選考委員会が限られた時間の中で、結論を得るためには、無難な方法というか、ある程度、保育所運営の実績があるところに限定して、申請を受け付けた方が、少しは選考委員会にかかる負担が軽くなるのかな、というような気もしてまいりましたが。

B委員： 例えば、広域から出てくるのであれば、それは、別に、保育所だって、保育所だけを運営されている法人さんであっても、その点はあまり変わらないのではないかという気がしますけどね。

副市長： 広島で株式会社、そういうところが、市内に進出したいというようなことがあって、だいぶ苦慮したのですが、今後、法が変わっておりますので、かなり規制緩和されていますから、色んなケースが出てくると思います。B委員がおっしゃられているように、同じ問題が生ずると思うのです。

B委員： これまでは、茨木市内に限りますけれども、必ずしも保育所だけに限定しなかったのですよね。

副市長： 今は、保育所を運営しているという条件はなく、市内の社会福祉法人です。

委員長： もし、そういう基準の継続性に配慮するのであれば、地域を広げたという説明の方がしやすいと思うのです。

その事業範囲のしぼりは、今度、新たに、かけるということになりますので、拡げるのか、広げないのか、行ったり来たりしているような感じになりますので、とりあえず、検討シート上の表現をどうしておくかという点については、の府内に本部のある社会福祉法人とするというのが今の、範囲拡大のあり方だと思います。

その上で、理由、留意事項で、保育所を経営する法人である方が望ましいということを表示しておけば、ご懸念の向きもある程度は解消されるのではないかと思います。例えば、理由の2番ですね。

これは、を選ばなくなりますが、留意事項ののようなことを、選考委員会の運用において実施すれば、実質的には判断の差が出てきませんので、ある程度は、吸収できる気はしますけれども。

ちょっと、大きな分かれ目になりますので、後で、もう一度、ここに立ち返りますけれども、時間の関係もございますので、3頁以降を先に確認しておきたいと思います。

3頁の、移管先法人の選考の具体的な方法です。

これについては、委員さんから一部、意見があったのと同時に、事務

局でも提案をしていただいております。

判定の欄にございますように、若干、改善するということになっておりまして、選考委員会で選考方法を具体的に決めていくのだけれども、例えば、採点方法などについては、従来の経験を踏まえて、選考委員会の方針の決定に、示唆を与えるような表現を留意事項で追加しているという趣旨になっております。

この表現で検討シート上は、よろしいかどうかという、お尋ねになりますが、いかがでしょうか。

例えば、留意事項の の方、最低点の設定などというところですね。

これまでの民営化選考委員会では、極端な意見もあって、その点についての改善の必要が、評価書の中にも検討課題として挙げられています。

選考の具体的な方法は、選考委員会が開かれてから、その中で委員さんが、検討することになりますので、この程度の表現でよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： 次に、4頁の保育士の配置について、ここは特に修正はございません。よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それから、5頁の保育士の年齢構成については、改善ということになっておりますので、若干方針を変えてですね、しばりを少し緩くするという方向の修正になっておりまして、この点については、前回の委員会で、ほぼ同意いただいております。

最後の留意事項のところについて、少し説明が追加されておりますが、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それから、6頁の保育時間についてですけれども、これは基本的には従来どおりということですので、それから、留意事項として、「移管条件として位置づけることも検討する」という文言が付け加えられているということですが、いずれにしても、保護者サイドの保育ニーズに応えようという趣旨の文章ですので、問題はないでしょう。

各委員： 異議なし。

委員長： 次に、7頁です。費用負担の問題ですが、これも基本的な考え方は、従来どおり。ただ、負担の項目として、教材費などを明確にしたという点とですね、それに関連して三者協議会で協議をするといったような点の明確化を図るために留意事項に少し、細かく書き込んでいただい

る修正があります。

これも、公私で、あまり差が出ないようにする趣旨から、修正をしていただいています。よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、8頁の開所日です。これについても、理由を少し整理して書き込んでいただいております。

内容については、特に、異論はございませんでしたけれども、文言上、何か、もし、問題があれば、お気づきになった時点で、また、ご発言いただければと思います。方針としては、よろしいでしょうか

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、9頁のアレルギー対応について、これも基本的には同じで、留意事項を整理して、書き込んでいただいております。

これも、特に、ご意見等もございませんでしたので、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： 次に、10頁の健康診断について、これは、少し回数の点を巡って、法定回数が最低条件ということをはっきりさせる議論がございまして、改善という判定になっております。ここは、文言自体は変わっておりません。前回の議論のままということですが、再度、確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： 11頁の障害児保育、これは継続で、理由の整理もされています。よろしいですか。

各委員： 異議なし。

委員長： では、12頁の苦情処理、これも継続で、理由のところを詳しく書き込んでいただいております。これは非常に分かりやすくなったのではないかと思います。

各委員： はい。

委員長： 次に、13頁、14頁の合同保育、引き継ぎ保育ですが、これは、前回の委員会で資料を提出いただきまして、改善案の具体的なイメージを説明していただきました。

これについて、何か、ご提案があれば提出していただくということになりましたが、その後、具体的なご提案がございませんでしたので、基本的には、検討シート上の修正はございません。

改めて、ご提案とかはございませんでしょうか。

各委員： なし。

委員長： 次に、15 頁の三者協議会、これは継続ということで、細かい内容の変更もございません。

次に 16 頁に入る前に 1 点、年次計画が前回、資料の中に入れておりましたが、もう少し、公立保育のあり方等について議論をして、正式に民営化を継続するということが、はっきりしてから検討項目だろうということで、削除になっております。

16 頁から基本方針ではなくて、今度は、基本方針を受けて、実際に民営化を進めるにあたっての社会福祉法人との協定書の内容についての条件を、どのように改善していくかという項目になります。

協定書については、基本的には、従来どおりの条件、項目を維持するという結論になっておりましたが、多少、前回の委員会での意見を反映して、若干の修正がございます。

まず、16 頁は保険の点です。これは、あまり大きな議論はございませんでしたが、理由、その他のところですね、詳しく明確に書き込んでいただいたという事務局での経緯がございます。

各委員の皆さま、特に、ご意見はございませんか。

各委員： 異議なし。

委員長： 次に宗教食、これも、理由のところを明確に書き込んでいただきましたが、前回議論はございませんでした。特別、ご異論はなかろうかと思えます。

各委員： 異議なし。

委員長： 次に、施設長の経験年数のところですが、これについては、非常に重要なポストなので、施設長を選ぶにあたって、それにふさわしい方を起用するよという条件を付けたらどうかという提案がありました。これを踏まえた修正ですが、このような表現でいかがでしょうか。

B 委員： 従来からも、十分に配慮してくださっているとは思いますが、特に、何かが変わることじゃないと思うのですが、ただ一応、書いていただいて、高度な専門性が求められているので、そういうふさわしい方を配置してくださいと、それだけのことで、問題ではないと思えます。

委員長： 経験年数という条件をつけていても、問題はないですけどね。よろしいですかね。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、19 頁の専任看護師の配置について、専任の看護師を常勤で配置するというので、前回の委員会でも、ご同意をいただいております。理由、留意事項として詳しく整理をしていただきました。それに

ついても、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： ありがとうございます。

20 頁の栄養士については、これは、文言も変わっておりません。

それでは 21 頁、臨職、パートの就労への配慮ですが、できるだけ引き継ぐことが望ましいということについて、ご異論はございませんでした。理由のところにも、そういった趣旨が付け加えられております。

よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それから、22 頁の定員構成、受入年齢についても、基本的には、継続ということで前回、ご同意をいただいておりますが、理由のところ、二点、書き込んでいただいております。ご異論はないと思っております。

各委員： 異議なし。

委員長： 最後 23 頁、保護者への意向調査、ここについては、第三者機関の評価という議論が委員会で行ったので、最後の枠の中の、下から二番目の追加事項というところに、その旨を書き込んでいただいております。いかがでございますか。

各委員： 異議なし。

委員長： ありがとうございます。

ちなみに、資料 1、資料 2 は、前回の委員会における各委員さんからの意見、それから、その後、委員会終了後ですね、お寄せいただいたご意見をまとめていただいたもので、一応、この点を踏まえて、検討シートを順次、確認をしていただきまして、ご要望、ご意見があるところについては、何らかの形で、検討シート上に反映されているものと思います。その後、資料 2 の方ですね、保育内容の継続に関する、この検討シートとは、全く別の話題ですけれども、市の考え方を文書化すべきでないかというご意見がございました。

市の方の対応案といいますか、考え方が説明の中で示されておりますけれども、これについてコメントございますでしょうか。

A 委員： やはり、一番、大事なところ、保育内容の確保というあたりを、どういう形で引き継いでいくかというのが、本当に難しいところだと思うんです。例えば民営化されて良い保育をされている方もあれば、本当に色々、温度差があるというところで、その辺の一定、やっぱり公立保育所が大事にしてきた保育、「これとこれとこれ」という部分は、細かいところは実際に違いますしね、色々話し合っただら良いと思うんですけど、この次世代育成支援という中で、本当に方向性は出して

いると思うのですよね、その辺りのところで、こう内容をはっきりした形にするのか、文書化するのか、考え方ね、この手引きとか、色々、次世代とか、それから、人権保育カリキュラムがあるというところでね、そこに書いていただいている、それはそれでね、今まで、やっぱり、すごく大事なところだったと思うのですが、ただ、保育にあたって、全職員が心掛けていることとか、最低、茨木市として、こういうところを大事にしているのだよというね、何かそういう部分として、文書化があればいいなということで、私は、提案させていただきました。

先ほど、社会福祉法人、保育所運営ノウハウのあたりから見たときに、皆さんきっと、素敵な文書もって、プレゼンテーションもという感じで、すごいなと思ってね、もしかしたら本当に、もう選考になる方も、これなら大丈夫やと思ってね、いかはるかも、それはそれでね、別にその時に判断されたことやから、誰も言わないのですが、やっぱり茨木ってそれこそ住んで良かったなって、今まで大事にしている保育って、きっと私たち、自分が保育士やったら、ここだけは絶対譲って欲しくないなというのは、自分としては、そういうのを大切にしていって保育してきたところがあるのですね。

だから、長い文書、そんなだらだらじゃなくても、そういうのって、いや何か、もし文書化できるのだったら、せっかく、茨木の先生も頑張っていると思ってね、その辺りのことをお聞きしたかったのです。

委員長： 文書化というのは、例えば、この検討シート上、民営化するに当たっての条件として、保育の質の件について、何らかの条件を改めて、付けていただくということですかね。

A委員： そうですね。先程も、ちょっと、お話をさせていただいたのですが、やっぱり就学前教育って、今、本当に、答えは「 $1 + 1 = 2$ 」って出ないし、そういう時に、やはり個を大切にしたい子どもの心、成長を保障していくっていう、育ちを保障していく、命は大事なんだっていう、本当に当たり前のことなのですけどね、当たり前のことなんやけど、それをしっかり子育て支援としてやるみたいな感じの、そういう部分での、公立保育所として、引き継いでいく、大切なものが大事なのかなと。

今、これ見てましたらね、手引書と保育所人権保育と、それから、次世代もあるだろうし、関連資料の24ページなり、各種資料を法人に渡しているというところでは、されているというのがありました。

そのあたりの、現場から現場に行きついた時に、きっとあったのかも知れないですけど、ここが分からないので、ちょっと、5年間引き継いできて8か所、これで、うまくいったのかどうか、そういうことをお聞

きしたいなと思って、お願いします。

ひとつは、引き継ぎの時に、今まで8か所引き継いできて、こういう形で引き継がれてきたと思うのですね、それが、うまくいったのか、どうか、そして、もうひとつの提案は、そこで反省点とか課題があったら、文書化して残すべきかなと、今2つ提案させていただいているのですが、今までどうだったのかをお願いします。

委員長： 文書化として残すというのは、どこに、どういう文章で、でしょうか。

A委員： 大切にしているところは、茨木市として、人権カリキュラムから手引書まであります。例えば、就学前教育や子どもの育ちを大切にしているとか。幼稚園は、教育という理念がはっきりありますが、保育所は、社会福祉の位置づけで、保育所保育指針も文書化されてはいます。幼稚園と保育所のイメージを考えたとき、その意味からの引き継ぎの文書は大切だと思うのです。

委員長： それは、民営化を継続するか、しないか、するとしたらどういう条件かという議論をしている場ですよ。

A委員： そうです。

委員長： 保育所として大事にすべきことを文書化し、この委員会での作業とは別に何か作成するということなのですか。

A委員： それは、既に、今、茨木市の先生がいますよね、私たちは、こういうねらいですと。

河井部長： すいません。今、把握していただいている手引きであるとか、人権保育であるとか、引き継ぐのが決まってから、これですよとお渡しをしている訳では、今は、ないのです。と言いますのは、この19年3月に作りました手引書というのは一つ、作るにあたりましては、民営化というきっかけもあった訳ですけども、もともと茨木市、公私協調という形で、園の方も一緒にですね、協力しながら、保育については、意見交換してという土壌があった訳です。

その中で、人権保育も、一緒に検証させていただいたり、そのような中で進めてきた訳です。ですから、市内法人に限って、今回8か所させていただいている訳ですけども、一定こういう文書化して、より客観的にさせていただきますのも、こういう協調の土壌があった上で、そういう確認をしてお願いをしている、そういう状況なのです。

ですから、今回、府内に広げるということにおいて、今、委員がご指摘の、そういったものをきちんと、例えば仕様書ではないのですけれども、茨木市では、こういうことやっているのだということを、最初にきちり示してですね、今後、包括的な方針が必要ではないですかという

ことで、今、委員がおっしゃっていただいたと考えています。

委員長： 今、部長さんがおっしゃったような、民営化をこれからさらに進めるとした場合の配慮事項というのは、今検討している検討シート上は、どこかに方針というのはあるのでしょうか。

河井部長： 今のところは、具体的に表しているところは、ありません。

ちょっと、それをどこに表すかというのは、検討する必要があります。

委員長： 基本方針の6の(3)に関わる場所ですね、保育内容の継続、現在の検討シート上は、継続のところは、開所日とか、保育時間とか、個別の項目については、検討された軌跡が残るのですが、今、ご指摘になった非常に重要な保育のコンセプトですね、こういったものが継続されるようにという点については、今、表立っての検討項目に挙がっていないということになりますので、そこのご議論が重要じゃないかと思えますね。

河井部長： むしろ、法人の募集範囲を拡げることないし、委員長ご指摘の、継続としての付帯事項として、位置付くのであれば位置付くのか、そこらへんは、内部で検討いたします。

委員長： 募集範囲をどの範囲に拡げるかという点がちょっとペンディングになっておりまして、応募されてきた法人を選考するにあたって、重要な考え方がどう継続されるか、どうして担保されるか、ということと併せて、先ほどの2頁に戻って、議論させていただいてもよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

副市長： 保育所の運営をしているという実績の有無なのですが、今の条件が、市内の社会福祉法人という条件でやっていますので、この門戸を拡げるということであれば、府内の社会福祉法人、C委員がおっしゃっているように、選考の段階で、やはり評価をしていかざるを得ないと思います。

だから、府内で保育所やっているという、また違う条件を付けるよりも、社会福祉法人と、府内の、ということやって、募集をかけるという方が、すんなりといくのではないかと、さっきの意見と違うのですが。

確かに、選考する方にとったら、色々な形の分が入りますんで、しんどいなという部分はあるのですが、大体、この条件でいくと、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設を運営する府内の社会福祉法人、という条件で応募をかけて、応募してきた中での選考をしっかりとやると、それが議会にも、対外的にも、説明しやすいような条件になると思うのですがね。

委員長： 法人所在地の条件は、拡大するけれども、その法人が行っている事業範囲は限定を加えるということですね。

副市長： これは、選考委員の方にはかなりの負担がかかることもあるのではないですか。

委員長： ですので、2頁の検討シート上の方向性のところでは、ということですね。 にすると理由の2番も要らないですね。やっぱり保育園に限定した方がいいのでしょうかね。

B委員： 仮に、保育園をもっていない法人が、応募することをオッケーといたしましても、別に、保育園の運営ノウハウを有することが望ましいという文言が入ること自体は、別に、何ら問題ではないと思いますけどね。そうですね。

委員長： それは対象及び範囲が であっても。

B委員： そうそう、あっても別に、望ましいことですから、全然、問題ないですね。

委員長： 留意事項の は不要ですね。書かなくてもいいですね。それで、留意事項の方ですね、保育園を運営する法人については、選考の過程で、点数を加算する等の配慮をする。

そうすると、対象及び範囲の と であまり差はなくなる。

対象を にした上で、留意事項の にしておくのが一番、無難ということでしょうかね。

B委員のご意見は、対象範囲は で、府内に本部のある社会福祉法人としておいた上で、留意事項の については、選考委員会で十分配慮できるということでしょうか。

B委員： 保育園を運営する府内に本部のある社会福祉法人とすると書かれた場合は、これは、もう、それしか応募できないことになってしまいますので、もちろん、私としては、先ほどから話していますように、児童福祉法第7条ですね、第7条とすると、ちょっと広いので、やはり社会福祉法の第一種社会福祉事業にかかる児童福祉施設を経営する、それに限定しないと。

いや、特養は駄目ですよ、特養だけの場合は。

事務局： そっちの方が範囲は狭くなると思うのですけれども。第一種ですと。

B委員： 社会福祉法の中の第一種社会福祉事業の中で規定している、かつ、児童福祉施設の部分の規定がございますので、そこです。

事務局： 第二種に保育所が入りますので、児童福祉法第7条にすると第一種も、第二種も含めた児童福祉施設になりますので、この表現で、全て、第一種も第二種も含まれるような形になります。

委員長： 検討シートに沿って、B委員のご意見まとめると、対象及び範囲のところは にして、そして、留意事項のところの は不要で、 だけでと

いう形でもよろしいでしょうか。

B委員： もちろん、この2番目が理由に入っていく訳ですか。

委員長： 理由については、このままで。

B委員： 理由については、もう結構なのですけれども。

委員長： それを反映させたのが ですね。

B委員： 選考委員会では、大変だと思いますけれど。

委員長： そうすると、対象及び範囲というところでは、 ということでもいいですかね。

B委員： それでね、確かにそういうことは、ちょっと、懸念されるところなのですよ。大阪府内でもエリアをもう一つ狭めるということは難しいですか。

委員長： それはどういう理屈で。

副市長： 例えば、北摂とか。我々としては、北摂に絞る理由がね。

B委員： 北摂だと、大阪市より北側、全て入るのですよね。

委員長： 検討シートをどうするかは、あまり長く議論をしても実質的に検討が進まないと思いますけれども、少なくとも、対象及び範囲というところを にしておく方が無難だという点では、委員さんの意見は一致していると思います。それで、さらに、 にした上で、色々と専門的な事業者さんもおられるようなので、留意事項の などで、選考委員会の段階では、相当慎重に審議しなければならないというのが、今のところ、この場での結論だと思います。留意事項にそういうことまで書くのはいかがかとは思いますが。

C委員： 今、北摂というのはね、実際やるものとしたらね、法人が近くにあり、職員の移動なんかも楽ですから、より安全かとは考えますけど。

委員長： そうしますと、対象及び範囲のところは、 の案をさらに絞った児童福祉法第7条に規定する施設を設置する、北摂に本部のある社会福祉法人とする。

外部検討委員会としては、それが一番、無難だという結論でまとめますけれども、そういう結論になった場合に、対外的にそれで北摂の範囲で線引きするんだという説明ができますでしょうか。

B委員： 一つの理由は、今、C委員が言われたような理由をつけて。

副市長： 関係があるのと、地の利というのと、こういう外部委員さんを交えた委員会でそう言っていただけるのであれば、これは、説明がつきます。

委員長： 通信・交通も発達して距離の比重は小さくなっている時代です。そういう中で、何十キロの範囲に限定するのは、説明しづらいと、私は思いますけども。

B委員： 北摂地域だったら、ある程度、社会福祉法人の実際の状況というのを把握しやすいし、今、言われたように法人としても、人事異動にしる、そういう取り組みも非常にうまく、条件的には使いやすいということがあるかと思しますので、後はもうお任せ、市の方で、まとめていただいて。

委員長： 時間も迫っていますので、対象及び範囲のところですね、 をベースにして、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設を運営する北摂地域に本部のある社会福祉法人とすると、そして北摂地域の範囲については、ちょっと事務局の方で、ご検討をいただくという結論にさせていただこうかと思えます。

それで、ちなみに理由の はそのまま、留意事項については を として、そのままということが結論になるかと思うんですがよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： 以上をもちまして、案件の(1)ですね、留意事項等について、資料2まで、終わったということにさせていただきます。

そして、少し時間が押しておりますが、引き続いて、案件(2)の方ですね、資料もございますので、ご説明お願いいたします。

事務局： それでは、「市立保育所の機能と役割」について、資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

時間が限られていますので、少し、早くなるかも知れませんが、ご了承いただきますよう、お願いいたします。

まず、資料3につきましては、これまでの保育所機能と役割について、報告書等に記載しておりましたものを、より分かりやすく示したものでございます。

参考資料としてご覧いただければと考えております。

次に、資料4についてでございます。

これにつきましては、「今後の市立保育所の機能と役割についての考え方」といたしまして、一つ目が「保育所機能の地域展開」としての考え方、二つ目が「保育行政全般」と「本市の特性」を踏まえた「今日的課題」の例示、それと、三つ目が「現状を踏まえた今後の考え方」といたしまして、市立保育所の機能と役割としての「たたき台」、いわゆる機能と役割として位置づける方向性を示したものでございます。

それでは、1頁の「保育所機能の地域展開」についてでございます。

これは、保育所保育指針に規定されています「保育所の役割」について、「児童福祉施設としての保育所の役割」と「子育て支援を行う保育

所として役割」とに細分化して、市独自で要約したものでございます。

前者、「児童福祉施設としての保育所」につきましては、入所児童を対象とした、保育所の根幹部分でもございまして、公・私ともに、これまでから、児童福祉施設最低基準や保育所保育指針に基づき、適切に実施しているものと考えています。

後者、「子育て支援を行う保育所」につきましては、子育て支援を行う団体等との連携を図りながら、入所児童はもちろんのこと、その保護者や地域の子育て家庭に対する支援を担う役割を有し、保育所のセーフティネットとしての機能と役割が示されているものと考えています。

また、保育所が行う子育て支援については、地域の子育て力の向上に貢献する役割のほかに、児童虐待防止の観点からも重要なものとして位置づけられていると考えております。

このように、保育所としての機能と役割を検討するうえで、保育所保育指針には、その根幹というべき事項が、示されているということを変更して、整理したものでございます。

次に、「保育行政全般」と「本市の特性」を踏まえた「今日的課題」といたしまして、まず、「保育行政における今日的課題」についてでございます。

これは、民営化事業評価に関する報告書におきましても、今日的課題を踏まえた方針を示すことが重要であることを示しておりまして、保育行政全般といたしまして、全国的に共通するものでございますが、「保育所保育指針」と「子ども・子育て新システム」について、今日的課題として、掲げております。

保育所保育指針については、平成20年3月に改正された際に、総則の4に、「保育所の社会的責任」が示されておりまして、これは、保育所の今日的課題として、新たに、規定された項目であると明記されております。

その内容につきましては、一つ目が「子どもの人権の尊重」、二つ目が「保護者や地域社会への説明責任」、三つ目が「個人情報の適切な取扱いと苦情解決」といたしまして、3つの保育所における社会的責任が規定されています。

これらについては、これまでの保育所運営において、適切な対応が求められているものでございまして、既に、対応できているものではないかと考えております。

次に、子ども・子育て新システムにつきましては、今、現在、国の方で、審議中ということでございます。未だ、不透明では、ございますけ

れども、今日的課題として、捉えることができると考えておりますので、まだ、公立の保育所と機能と役割の中で、明らかにするということではできない状況ではございますけれども、今年度中に必要な法案を国会に提出する等、方向性が示されていますので、こちらの方で課題として位置づけております。

次に、「本市の特性を踏まえた今日的課題」につきまして、ここでは、大きく、6つの今日的課題を掲げております。

一つは、待機児童についてでございます。

待機児童の状況をお示しするとともに、その解消に向けた取り組みが必要である旨を記載しております。

しかし、待機児童の解消が、直接、公立保育所の機能と役割につながるものではないと考えておりました、別途、対策が必要であり、これまでからも、公・私協調して、その解消に向けて取り組んでいるところであります。

一方、公立保育所の機能と役割を検討する上で、この待機児童の課題については、最優先課題として取り組む必要があり、公立保育所の機能と役割に対する具体的な施策や事業を位置づけたとしても、一定、待機児童の解消ができてからでないと、実施できないことが、あり得ることも考慮しなければならいと考えおります。

次に、「障害児保育」についてでございます。

障害児保育につきましては、移管条件としても位置づけているものでございまして、現状におきましては、公・私連携した取り組みの状況をお示ししております。4頁でございますが、比較的、公立保育所における入所割合が高く、このことから、公・私連携した取り組みを継承しつつ、公立保育所が担う機能と役割として考慮する必要があるのではないかと考えております。

次に、5頁の「児童虐待」の状況についてでございます。

これは、先ほど、保育所の地域展開の中で、子育て支援を行う保育所としての役割といたしまして、児童虐待防止の観点からも重要なものとして位置づけられておりますので、公立保育所が担う機能と役割として、児童虐待を含めたセーフティネットとしての位置づけを考慮する必要があるのではないかと考えております。

次に、同じ5頁の「本市の財政状況」についてでございます。

これは、平成24年度の予算編成方針から抜粋したものでございます。

財政見通しといたしましては、将来のまちづくりを見据えたプロジェクトに多額の経費が必要であるなど、より一層、徹底した経常経費の削

減と事業の見直しが必要ということでございます。

民営化の節減効果につきましては、有効な手段の一つであるとも考えられるものであります。

次に、「就学前児童」についてでございます。

これは、次世代育成支援行動計画に示している、0歳児から5歳児までの就学前児童の状況でございます。特に0歳児から2歳児までの児童は、在宅等で子育てをしておられる世帯が多いことが考察できるものでございまして、公立保育所の機能と役割といたしまして、入所児童及びその保護者はもちろんのことではございますが、在宅子育て家庭に対するセーフティネットとしての位置づけが必要ではないかと考えられるものであります。

次に、「保育料の徴収状況」についてでございます。

保育料の徴収につきましては、収納率の推移をグラフにお示しをしておりますが、公立・私立の収納率を比較いたしますと、私立の方が公立を約2%、上回っている状況であります。

収納率は、100%が理想である一方、滞納者がいるということも事実でございます。

また、考え方によっては、支援を必要とする家庭が公立保育所に、若干ではありますが、多く在籍しているということも考えられます。

したがって、公立保育所の機能と役割といたしまして、支援を必要とする入所児童及びその保護者のセーフティネットとしての位置づけが必要ではないかと考えられるものであります。

次に、「現状を踏まえた今後の考え方」についてでございます。

これまでの「保育所機能の地域展開」を踏まえまして、公立保育所の機能と役割について、どのようなことが求められているのかを、大きく2つの視点から考察しておりまして、一つ目の視点といたしましては、「児童福祉施設としての保育所の機能と役割」でございます。

この内容は、先程の説明と同じでございますので、割愛をさせていただきます。

二つ目の視点といたしましては、「子育て支援を行う保育所としての機能と役割」でございます。

これも、先ほどと同様でございますので、割愛をさせていただきます。

そして、「まとめ」といたしまして、新たな民営化基本方針には、これまでの取り組みの継続を含めまして、具体的な施策や事業を検討し、その実効性を確保しつつ、公立保育所としての機能と役割を示すこととしております。

その考え方、方向性といたしまして、「保育所機能の地域展開」と「今日的課題」を踏まえまして、5つの方向性をご提案をさせていただいております。

一つ目は、民営化事業の評価結果を踏まえ、基本的には、現、基本方針における公立保育所の機能と役割を継承すること。

二つ目は、「児童福祉施設としての保育所の機能と役割」として、これまでの取組を継承しつつ、支援を必要とする入所児童及び保護者のセーフティネットとしての機能と役割を有すること。

三つ目は、地域の子育て拠点の一つとして、子育て支援団体等と連携しつつ、地域の子育て力の向上を目指すこと。

四つ目は、地域の子育て拠点の一つとして、発達障害や障害のある子どもたちも含めた、在宅子育て家庭の子ども及び保護者に対するセーフティネットとしての機能と役割を有すること。

五つ目が、公立保育所の機能と役割を果たすための具体的な施策や事業を明らかにし、その実効性を確保すること。

この五つの方向性を基本といたしまして、機能と役割を明らかにしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

よろしく、ご審議を賜りますよう、お願いいたします。

委員長： ありがとうございます。司会の段取りが悪くて、時間が足りなくなってしまいましたので、基本的には、本日の案件2に関する討論を、次回の委員会に譲りたいと思います。

今日の案件の趣旨といたしましては、従来、この場では、民営化を継続するという前提に立って、その民営化の方法論についての議論を先行させていまして、民営化そのものの継続の是非及び民営化といっても色々ありますけれども、公立の保育所全部を民営化するということとか、民営化を継続するといっても、民営化は、一つ、二つにとどまるということもあり、考え方が色々ございますが、その点については、当委員会としては深い議論をしておりませんでした。

案件の2にいたって、初めて、公立保育所がどういう機能を持ち、どのような役割を果たすべきか、ということについての議論が始まることになる訳ですが、そこで、事務局の方で準備いただいた資料3が、現在の公立保育所が現に果たしている役割について、現状をまとめていただいた資料ということになっております。

そして、その上で、資料4で、公立保育所がどういう機能、役割を果たしていくのかという点についてのプランを、まとめていただいております。

ます。

ですので、これから民営化継続の是非を含めた議論をしていただきますが、一応、ここから窺われることは、全く公立保育所が無くなる訳ではないということ、その辺も含めて大きな議論になるかもしれませんので、今日ご説明いただいた資料3、4とその説明を前提に熟読いただきまして、後ほど、日程調整していただきますが、次回の委員会の場において、各委員さんのご意見が一覧できるように、事務局の方に意見を提出いただいて、それを資料として、委員会に提出していただき、それをベースに、特に、資料の4について、今後の公立保育所のあり方を中心に次回検討していただくと、そういう段取りで進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、今日のところの結論は、留意事項等の検討シートの、特に2頁目の、対象となる法人のところについて、対象範囲の修正をしていただいて、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設を運営する北摂に本部のある社会福祉法人としていただき、留意事項は を維持する。ちょっと言い忘れましたが、留意事項の として、保育の質に関するご提案がございましたので、民営化にあたって、保育の時間とか、保育士の数とか、そういう量的な面だけでなく、保育の質、コンセプトも含めて移管されるようにというのを、留意事項としてご提案を踏まえた形にさせていただくと。以上でよろしいでしょうかね。

2頁に大きな修正が加わって、他の点については、検討シートは、ほぼ、事務局に提出していただいたとおり、まとまったという結論にさせていただきたいと思います。

また、次回以降、本日の資料4をめぐって、公立保育所が、そもそも、どうあるべきかという議論から、民営化継続の是非を含めてご議論いただきたいと思います。

それで、案件の(2)、駆け足で終わらせていただいて、(3)のその他は、次回の日程の調整ということになると思いますが、事務局の方で、ご提案はございますでしょうか。

事務局： はい、貴重なご意見ありがとうございました。

次回ですけれども、12月26日の月曜日、午前10時からというふうにご提案をさせていただきたいと思いますが、ご都合はいかがでしょう。

委員長： 12月26日の月曜日、午前10時ということですが、どうでしょうか。

各委員： 大丈夫です。

委員長： そうしましたら、事務局のご提案どおりに、12月26日の月曜日、午前10時から12時を目途として、次回の委員会を開催させていただきたいと思います。

事務局： そうしましたら、12月26日の月曜日、午前10時からでお願いいたします。

次回につきましては、本日、配布をさせていただきました「今後の市立保育所の機能と役割の考え方」について、引き続き、ご審議をお願いいたします。

今後のスケジュールでございますけれども、全体で3回というふうに当初予定をしておりましたが、様々な留意事項はじめ、公立保育所の機能と役割など、ご議論いただく内容が、多岐に渡っておりますので、また、外部委員の皆さまからも、ご意見いただきたいと思いますので、開催回数を5回とさせていただきたいと考えております。

どうぞ、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、民営化の年次計画につきましては、最終の会議におきまして、お示しし、ご説明をさせていただきたいと考えております。

したがって、残りの3回の会議の内、2回は、新たな民営化の基本方針のご審議をお願いいたしまして、最後には、基本方針の提案というような形にしたいと考えておりますので、お力添え賜りますようお願いいたします。以上でございます。

委員長： もし、今日の資料4についてのご意見等がございましたら、いつ頃までに、事務局の方に回答をさせていただいたら、よろしいでしょうか。

次回会議の一週間くらい前がよろしいでしょうか。

事務局： はい。できましたら、それくらいに。

委員長： それでは、19日まで、特に、資料4について、今後の方針に関わる部分でございますので、ご意見がございましたら、事務局まで、メール等により、ご提出いただきたいと思います。

今日本日が、外部検討委員会の5回目でございますので、12月に6回目、年明けに7・8回となりますね。あと3回ございます。

それでは、司会の不手際で、予定していた議事を少し、残してしまうことになり、誠に、申し訳ございませんでした。

委員会の開催回数も、ちょっと増えるということで、ご迷惑をお掛けいたしますが、また、来月、委員の皆さまには、ご出席をいただきますようお願いいたします。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。